

## 公立大学法人東北公益文科大学の業務運営並びに財務及び会計 に関する規約の制定について

### 1 規約を定めることについて

公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関し、地方独立行政法人法（以下「法」という。）により設立団体の規則で定めることとされている事項について、設立団体が二者となることから、法第 123 条第 2 項の規定により、設立団体が協議して規約として定めるもの。

### 2 規約（案）

国立大学法人の例や本県の公立大学法人に準じ、**別紙**のとおり定めることとする。

#### ○ 法の関係条文

第 13 条	役員職務及び権限
第 22 条	業務方法書
第 26 条	中期計画
第 34 条	財務諸表等
第 40 条	利益及び損失の処理等
第 46 条	設立団体の規則への委任
第 56 条の 2	再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出
第 78 条の 2	中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 3 月 31 日 公布（県公報掲載）

令和 8 年 4 月 1 日 施行

以上

## 公立大学法人東北公益文科大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第123条第2項で協議して定めるものとする事項のうち、同項に規定する規則で定めるものとされているもののほか、法の施行に関し必要な事項を次のとおり協議して定めるものとする。

（監査報告の作成）

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

（1）法人の役員及び職員

（2）前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 法第13条第4項に規定する監査報告（以下「監査報告」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）監事の監査の方法及びその内容

（2）法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び法第25条第1項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

（3）法人の役員の職務の執行が、法令等に適合して行われることを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

（4）法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

（5）監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

（6）監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第3条 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、法人がこの規約の規定に基づき山形県知事及び庄内広域行政組合理事長（以下「知事及び理事長」という。）に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第4条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次

のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項  
(料金の上限の認可の申請等)

第5条 法人は、法第23条第1項の規定により料金の上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金の上限の額の算定の根拠
- (3) 料金の上限の範囲内において徴収しようとする料金の額

2 法人は、法第23条第1項後段の規定により料金の上限の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

(中期計画の認可の申請等)

第6条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに、知事及び理事長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第7条 法第26条第2項第7号に規定する規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(会計処理)

第8条 知事及び理事長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(事業報告書の作成)

第10条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 次に掲げる法人に関する基礎的な情報

- イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要
- ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
- ニ 在学する学生の数
- ホ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
- ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数
- ト 非常勤職員の数

(2) 財務諸表（法第34条第1項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）の要約

(3) 次に掲げる財務情報

- イ 財務諸表に記載された事項の概要
- ロ 重要な施設等の整備等の状況
- ハ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

- イ 財源の内訳
- ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業に関する事項（財務諸表等の閲覧期間）

第11条 法第34条第3項に規定する規則で定める期間は、6年とする。

（剰余金の処分に係る承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事及び理事長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出し、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の次の事業年度の6月30日までに、同項の承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事及び理事長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第14条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納

付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の額の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事及び理事長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第15条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事及び理事長が必要と認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「重要な財産の処分等」という。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 重要な財産の処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により重要な財産の処分等を行う場合にあっては、適正な見積価額）
- (2) 重要な財産の処分等の条件
- (3) 重要な財産の処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

（設立団体の出資に係る財産の処分等の協議）

第18条 法人は、設立団体の出資に係る財産の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするとき（重要な財産の処分等を行おうとするときを除く。）は、あらかじめ、知事及び理事長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、前条各号に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

（内部組織）

第19条 法第56条の2第1号に規定する規則で定める法人の内部組織は、次に掲げる現に存する理事長の直近下位の内部組織（次項において「現内部組織」という。）であって、同号に規定する再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 副理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 東北公益文科大学

2 直近7年間に存し、又は存していた前項各号に掲げる理事長の直近下位の内部組織であつて、再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第20条 法第56条の2第2号に規定する規則で定める法人の管理又は監督の地位にある職は、法人の教育研究上の重要な組織の長の職、法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける職又はこれに準ずる職として法人が定める職とする。

（業務実績等報告書）

第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 法人の成立後最初の事業年度の属する中期計画に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

3 法人の成立の際法第6条第3項の規定により法人に出資された財産のうち、償却資産については、第8条第1項の規定による指定があったものとみなす。

## 公立大学法人東北公益文科大学第1期中期計画の認可について

### 1 公立大学法人の中期計画

#### (1) 中期計画の手続き

- 公立大学法人は、設立団体の長が設定した中期目標を達成するための6年間の中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 設立団体の長は、中期計画を認可しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

#### (2) 中期計画に定める事項等

- 公立大学法人の中期計画には、
  - ①教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
  - ②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
  - ③予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画等のほか、①及び②の措置の実施状況に関する指標を定めるものとされている。
- 評価委員会が行う、公立大学法人の業務実績に関する評価については、中期目標期間の5年目に実施する見込み評価と中期目標期間の終了後に行う評価のみ行うこととされている。  
(年度計画の作成と年度評価の実施は不要。)

### 2 中期計画（案）

資料2-3のとおり

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月1日 公立大学法人に中期目標を指示  
公立大学法人からの中期計画認可申請を受理  
公立大学法人の中期計画を認可

以上

## 第1 中期計画の期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日まで（6年間）

## 第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

- ・ 産学官連携プラットフォームの整備、同プラットフォームを活用したプロジェクト研究の実施
- ・ 研究成果の整理・発信による「地域の知の拠点」としての存在価値の向上
- ・ 地域連携コーディネーター等の活動を通じた地域との更なる連携強化、外部資金を活用した教育研究の更なる高度化

### 2 教育に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学生が基礎的な情報リテラシーとデータ活用スキルを修得できるよう、データサイエンス・AI教育プログラムを共通科目として整備・拡充
- ・ 卒業後の地元定着に向けた、効果的かつ持続可能なインターンシップの実施
- ・ 高大接続教育プログラム、大学での学びを体験できる機会の拡充

### 3 研究に関する目標を達成するための措置

- ・ 各教員の研究の質の向上に向けた研究専念時間の確保、外部資金獲得、国際論文数の拡大に向けた支援
- ・ 地元産業界や行政と連携した課題解決型研究と、得られた知見の社会実装と発信

## 4 国際力の強化に関する目標を達成するための措置

- ・ 交換留学や短期留学、オンライン交流など多様な海外経験・異文化交流の機会の提供、海外の提携大学との交流等を通じた外国人留学生の受入拡大

## 5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・ 令和7年9月に決定した「機能強化の基本方針」を踏まえた、教育研究組織等の見直しや地域との連携の強化

## 第3～第6 業務運営の改善・効率化、財務内容の改善、自己点検・評価・情報の提供、その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 理事長のリーダーシップに基づく、ガバナンス体制の強化
- ・ 情報公開と多様な広報ツールを活用した大学の特長・魅力の発信

## 第7～第12 予算、収支計画及び資金計画等

- ・ 令和8年度の予算額等を踏まえた期間全体の予算、収支計画及び資金計画

### 【主な指標】

- 産学官連携プラットフォームで取り組む教育・研究プロジェクトの件数 令和8～10年度で3件、令和11～13年度で3件
- 地域連携コーディネーターによる地域企業等とのマッチングの件数 年3件以上
- 「データサイエンス・AI教育プログラム」の卒業時の修了者割合 100%
- デジタル人材を育成するため、令和11年度までに教育内容の見直しを図る

## 公立大学法人東北公益文科大学中期計画（案）

## 第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。

## 第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

## 1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

## (1) 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決

- ① 地元自治体や産業界との組織的な連携を更に深め、地域課題の解決に資する実践的な教育研究活動等を推進するため、「産学官連携プラットフォーム」を中核とする協働体制を整備・運用する。その上で、地域の産業や文化の発展等に資する研究プロジェクトに取り組む。

評価指標	(1) 産学官連携プラットフォームで取り組む教育・研究プロジェクトの件数 令和8～10年度で3件、令和11～13年度で3件
------	---

- ② 地域社会の現状を多面的に学び解決すべき課題を見出す科目や、自治体・産業界・NPO等との連携による地域課題解決型PBL<sup>1</sup>等の科目の学びを通して、地域の活性化を推進する人材を育成する。

評価指標	(2) 公益学部の地域に関する科目数 3割以上 (3) 公益学部「応用演習科目」の地域課題解決型PBL科目数 2割以上
------	--

## (2) 研究内容の積極的発信による教育研究の高度化

- ① 学内研究者の成果を整理・発信するデータベース等、ウェブ公開システムの整備や、地域課題の共有及び解決方法を議論するシンポジウム等の開催を通して「地域の知の拠点」としての存在価値の向上を図るとともに、リサーチ・アドミニストレータ<sup>2</sup>や地域連携コーディネーター等を配置することにより地域や産業界からの人的・財政的支援を呼び込み、外部資金も活用しながら、教育研究の更なる高度化を図る。

評価指標	(4) 学内研究活動の公表件数（大学ホームページ、リポジトリ <sup>3</sup> などwebでの公表を含む） 毎年50件以上 (5) 産学官連携プラットフォームで取り組んだ研究プロジェクトや、まちづくり・地域課題解決をテーマとした教育・研究活動の成果発表件数 毎年1件以上
------	--

## 2 教育に関する目標を達成するための措置

## (1) 社会の変化に対応した人材育成

<sup>1</sup> PBL：プロジェクト型学習(Project Based Learning) 自ら具体的な課題を立てて少人数グループでプロジェクトを進める学習方法

<sup>2</sup> リサーチ・アドミニストレータ：研究資源の導入促進、研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進を行って、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材

<sup>3</sup> リポジトリ：研究や教育成果物などの電子データを保管し、インターネットを通じて無償で学内外に提供するシステム

- ① 公益学の理念を基盤に、社会変化に対応した教育課程の体系的な点検・改訂に資するため、産学官連携プラットフォームに専門の部会を設置し、産業界・自治体等と意見交換を行う。

評価指標	(6) 意見交換の実施回数 年1回以上
------	---------------------

- ② 全学生が基礎的な情報リテラシーとデータ活用スキルを修得できるよう、共通科目にデータサイエンス・AI教育プログラムを整備・拡充する。

また、実践的デジタル教育として、データ分析・AI活用演習等を組み込んだ地域課題解決型PBLを実施する。

評価指標	(7) 「データサイエンス・AI教育プログラム」の卒業時の修了者割合 100%
------	---

- ③ 地域産業界・自治体の人材育成ニーズや、地域住民のニーズの調査・把握を通して、ニーズに即した公開講座等を企画・開講する。

評価指標	(8) 公開講座FORUM21を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する
------	---

- ④ 地域共創コーディネーター養成プログラムの実施を通して、地域課題解決や持続可能な社会の共創に向け、連携・協働を推進する人材を養成する。

評価指標	(9) 地域共創コーディネーター養成プログラムの開講回数 年1回以上
------	------------------------------------

## (2) 入学者選抜

- ① アドミッション・ポリシー<sup>4</sup>に合致した人材確保に向けた多様な入学者選抜を検討する。地域枠も有効活用し、各入試区分で募集人数を確保する。

評価指標	(10) 一般選抜前期日程の志願倍率 3倍 (11) 山形県内入学者比率 6割
------	--

- ② アセスメント・ポリシー<sup>5</sup>に基づく評価を通して、入学者選抜の見直しに継続的に取り組む。また、入学時のアセスメントを実施し、初年次教育と連携することで、入学後教育との接続を強化する。

評価指標	(12) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回
------	-----------------------------------

## (3) 学士課程

- ① 各学部・学科の人材育成方針に沿い、「尊重し調和へ」の理念に基づき、「公益」の視点から多様な人々と協働し、持続可能な社会の発展に貢献できる人材を育成する。

その実現に向けて、両学部に通して文理・分野横断的な教育の充実を図り、データサイエンス・AI教育プログラムを推進する。

加えて、公益学部では地域理解科目の体系的整備や地域課題解決型PBLを展開し、国際学部では英語及びコミュニケーション教育の強化、国際交流プログラム

<sup>4</sup> アドミッション・ポリシー：入学者受入れの方針 入学志願者や社会に対し、その教育理念や特色等を踏まえ、教育活動の特徴や求める学生像、入学者の選抜方法等の方針をまとめたもの

<sup>5</sup> アセスメント・ポリシー：学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等について定めた学内の方針

(留学等)の推進、多文化共生・国際課題解決型PBLの展開を通して、地域と世界の双方に貢献できる実践的な学びを推進する。

これらの学びを支えるため、学内の教育環境の整備と学修支援体制の充実を図る。

評価指標	(13) 卒業時調査における教育満足度 85%以上 ※過去5年間の平均 85.1% (14) 電子書籍の蔵書を毎年拡充する (15) 公益学部の令和7年度以降入学者のダブルメジャー <sup>6</sup> 履修修了者数 年間5名以上(令和10年度以降) (16) 国際学部の卒業時点での英語能力 全学部生が卒業までにCEFR <sup>7</sup> B1レベル(TOEIC® Listening&Readingテスト500点以上)を、うち1割以上がCEFR B2レベル(TOEIC® Listening&Readingテスト785点以上又は英検準1級)を達成
------	---

② 県内企業、自治体等との連携によるキャリア教育を通じたキャリア形成支援に取り組む。

評価指標	(17) 公益学部の応用演習科目「社会実習(インターンシップ)」の履修者数 3割以上 (18) 1年生から3年生のキャリア教育に取り入れる、県内企業、自治体、就職ナビ会社等と連携したキャリア教育科目等の数 4科目 (19) 「就職ガイダンスin公益大」に参加する山形県内企業の割合 50%以上 ※過去3年度の割合52.3%
------	---

③ 高大接続教育プログラムの実施や大学での学びを体験できる機会の拡充を通して、高校段階からの進路意識の形成を支援する。さらに、地域の高校との協定に基づく、本学の授業科目の聴講等を通して、切れ目のない教育環境を整備する。

評価指標	(20) 高校生による単位先取り履修者 年間5名以上 (21) 県内高校(特に大学進学が多い高校)からの出張講義への対応件数 年5件以上 学外の発信プログラム等を活用した県外高校に対する本学の教育内容の周知件数 年5件以上
------	---

(4) 修士課程

① 学部・修士課程・博士後期課程の教育の接続を推進し、修士課程のカリキュラムの見直しを行う。

評価指標	(22) 令和10年度までに社会実装プログラム <sup>8</sup> (仮称)を創設する (23) 研究成果を院生研究成果報告会等の公開の場で発表する 年2回
------	--

<sup>6</sup> ダブルメジャー：2つの異なる専門分野を同時に主専攻として学ぶ制度

<sup>7</sup> CEFR：ヨーロッパ言語共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages)の略で、外国語の能力を評価するための国際的な基準

<sup>8</sup> 社会実装プログラム：大学以外の様々な関係者と連携・共同し、地域の課題に関する調査等に実践的に取り組む大学院教育プログラム

	(24) 専修免許状 <sup>9</sup> の充実に向けた検討
--	-----------------------------------

(5) 博士後期課程

- ① 公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者を養成するために、修士課程・博士後期課程の教育の接続を推進する。

評価指標	(25) 研究成果を院生研究報告会、学会発表、学会誌への論文出版等により発表する 年2回以上
------	--

(6) 教育の質保証

- ① ルーブリック<sup>10</sup>等を用いた学修・教育目標の明確化、学外研修を含むファカルティ・ディベロップメント（FD）<sup>11</sup>の実施、ポートフォリオ<sup>12</sup>等による学修成果の可視化、授業評価やアセスメント・ポリシーに基づく自己評価等を通じて、学生が成長を実感できる教育を展開するための継続的な改善サイクルを推進する。

評価指標	(26) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回以上 (27) 教育改善に関するFDの実施回数 年1回以上 (28) 認証評価第4期の基準に対応した学修ポートフォリオ、新しいディプロマ・ポリシー <sup>13</sup> 等に対応したルーブリックを令和8年度中に整備し、運用する (29) 認証評価第4期の基準に対応したディプロマサプリメント <sup>14</sup> 、デジタル学修歴証明書 <sup>15</sup> の発行体制を令和9年度までに整備する
------	---

(7) 学生支援

- ① アカデミック・アドバイザー制度、キャリア相談、心身の健康管理支援に加え、学生の自主的な課外活動やボランティア活動を推進するために、情報提供や機会の創出、活動に対する助成や活動環境の整備・充実を図る。

評価指標	(30) 学生の心身の健康や悩み事を把握するため、毎年2回、学生生活アンケートを実施し、悩み事を抱えている学生や相談を希望する学生に適宜対応する (31) 学生生活活動支援助成金制度を活用した、学生による地域活動の実施件数 年2件以上
------	--

(8) 多様な学生が共に学ぶ環境の整備

<sup>9</sup> 専修免許状：一種免許状(学部を卒業することで取得できる免許状)を基礎にして、大学院で所定の単位を修得し、修了することで取得できる免許状

<sup>10</sup> ルーブリック：学修成果水準の目安を数段階に分けて記述し、それによって学生の達成度を判断する基準

<sup>11</sup> ファカルティ・ディベロップメント：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的取組の総称

<sup>12</sup> ポートフォリオ：学生が自分の学修過程や学修成果を記録したもの

<sup>13</sup> ディプロマ・ポリシー：卒業認定・学位授与の方針 学位授与に関する基本的な考え方について、大学及び学部・研究科等ごとにその独自性及び特色を踏まえ、まとめたもの

<sup>14</sup> ディプロマサプリメント：卒業時に発行する学位記に添付される補足資料で、学生が修得した学修内容や成果を示したもの

<sup>15</sup> デジタル学修歴証明書：卒業・修了証明書や成績証明書等をデジタル化したもの

- ① 経済的・文化的背景や障がいの有無にかかわらず、多様な学生が安心して学べる環境を整備するとともに、社会人入学生を含む幅広い層の学生の受入れを推進し、ダイバーシティを尊重する教育環境の充実を図る。

評価指標	(32) 障がい等による授業配慮への全学生への説明（毎年2回）、全教職員への周知（毎年1回）及び教員・学生から聞き取りを行う（毎年2回） (33) 毎年度の社会人入学生の受入数 全学で3名以上 (34) マイクロクレデンシャル <sup>16</sup> の導入に向けた検討
------	---

### 3 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究推進・支援体制の整備

- ① 各教員の研究の質の向上を図るため、研究専念時間の確保や外部資金獲得のための支援、国際論文数の拡大に向けた支援、情報環境の整備・強化等の研究支援体制の整備を進める。

評価指標	(35) 教員個々の研究力向上のための外部資金の申請件数 毎年20件以上 (36) 研究専念時間の確保に向けた体制整備を令和10年度までに行う (37) 各教員による、学会誌や本学総合研究論集等への査読付き論文の公表本数 概ね1年に1本 (38) 国際論文（外国語執筆論文）等の投稿支援体制を整備する (39) 研究データポリシーの整備、教員の要望に応じた研究に必要な情報環境の強化を令和10年度までに行う
------	---

- ② AIやデータサイエンス等のデジタル技術の活用促進に向けて、地域の自治体やICT企業等と連携し、実践的知見を相互に取り込む仕組みを整える。

#### (2) 共同研究の推進

- ① 学内外の分野横断的な連携体制を整備し、産学官連携プラットフォーム及び国際的な研究連携を活用した共同研究を推進する。地元産業界や行政との協働による課題解決型研究を展開し、得られた知見の社会実装と対外的発信を図る。

評価指標	(40) 学内研究助成（プロジェクト型）及び海外発表助成の実施件数 毎年度2件以上
------	---

#### (3) 研究者の多様性の確保と研究環境の整備

- ① 若手・女性・外国人等、多様な教員を積極的に採用し、ライフイベント等に応じた研究支援、研究スタートアップ支援や学内研究助成制度の拡充等の研究支援体制を充実させることで、多様な研究者が活躍できる環境を整備する。

評価指標	(41) 教員の若手在籍比率 20%以上、女性在籍比率 25%以上、外国人在籍比率 15%以上 ※令和7年度実績：教員数（特任含む）41名、若手7名（17%）、女性10名（24%）、外国人4名（9%）
------	---

### 4 国際力の強化に関する目標を達成するための措置

#### (1) グローバル人材の育成

<sup>16</sup> マイクロクレデンシャル：学習内容をより細分化し、細分化された単位ごとに個別に認証する仕組み

- ① 海外の大学・教育機関との連携を拡充し、英語圏以外の大学等も含めた交換留学や短期留学、オンライン交流など多様な海外経験・異文化交流の機会を提供する。英語による専門科目を拡大し、外国人教員の採用や留学生サポート体制の強化を通して、日常的に異文化が交わるキャンパス環境を整備する。また、海外研修や留学に対する経済的支援・奨学制度を充実させ、すべての学生が国際的な学びに参加できる体制を整える。

評価指標	(42) 国際学部生全員が2年次に海外留学を行う（2年次に留学できなかった学生は4年次前期までに留学を終えることとする） (43) 国際学部における英語圏以外の留学先大学を令和13年度までに1校以上増やす (44) 交換留学の協定締結を令和13年度までに1校以上増やす
------	--

- ② 多文化共生をテーマとする教育プログラムや演習型授業を充実させ、学生が多様な価値観を理解・尊重する力を養う。また、国際交流イベントや地域との連携活動を通して、地域社会における多文化理解を実践的に学ぶ機会を提供する。

評価指標	(45) 多文化共生をテーマとする演習を令和9年度以降、毎年度1科目以上開講する (46) 他大学の学生を含む外国出身者との交流の実施回数 年1回以上
------	--

## 5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標を達成するための措置

### (1) 教育研究組織等の見直し

- ① 東北公益文科大学の学びの内容の明確化・体系化を視野に入れた教育課程の検討と高校生等への情報発信の強化
- ② 地域課題の解決において、AIをはじめとしたデジタル技術の活用がより重要になってきていることを踏まえ、DXを推進する専属人材を核とし、地元企業や自治体など、地域で活躍できるデジタル人材を育成するデータサイエンス系の教育体制を強化

評価指標	(47) デジタル人材を育成するため、令和11年度までに教育内容の見直しを図る
------	---

- ③ 変化する社会状況に応じて、学外の起業家等の協力のもとで、新たな価値や仕組みを構想し、実行に移す等、業を起こす人材の育成に向けたアントレプレナーシップ教育<sup>17</sup>の充実

評価指標	(48) 令和10年度までにアントレプレナーシップ教育の見直しと拡充・充実を図る 関連科目6講座以上
------	--

- ④ ライフステージに応じたキャリアの構築や仕事の創出に挑戦できるよう、女性のためのキャリア形成講座などの自治体等の取組を支援

<sup>17</sup> アントレプレナーシップ教育：自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育

- ⑤ 多様な価値観や生活背景を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、福祉・教育現場での支援などを通して地域に貢献する人材の育成に向けた教育内容の検討

評価指標	(49) 社会福祉士国家試験合格率 60%以上 ※東北公益文科大学の社会福祉士国家試験の合格率（新卒、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値） 52.07% ※社会福祉士国家試験の合格率（全国、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値） 36.04% (50) 教員を目指す学生の卒業後の庄内地域・山形県への教員（講師）としての就職率 50%
------	---

- ⑥ デジタルやビジネスなど地元企業等のニーズを踏まえたリスキリング<sup>18</sup>の強化

評価指標	(8) 公開講座FORUM21を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する（再掲）
------	---

- ⑦ 行政、企業、NPO等の組織の職員・社員や地域貢献を志す社会人である大学院生が、協働しながら地域課題の解決に取り組む学びの場として、修士課程のカリキュラムに社会実装プログラム（仮称）を創設

評価指標	(22) 令和10年度までに社会実装プログラム（仮称）を創設する（再掲）
------	--------------------------------------

- ⑧ 社会人の学び直しや生涯学習など地域の多様な学びのニーズを掘り起こすため、学部・大学院のほか、公開講座や履修証明プログラム<sup>19</sup>なども含めた多様な学びに関する広報・情報発信を強化

- ⑨ 食文化を含む庄内地域の歴史・文化などについて学び、地域の活性化につながる取組を、地域の多様な主体と連携して実施

評価指標	(51) 地域の歴史・文化を学ぶ授業科目を設置する
------	---------------------------

- ⑩ 農業、飲食業、宿泊業など地域の実務者と連携した、庄内の食や観光などの地域全体について学ぶ教育内容の強化

評価指標	(52) 地域の実務者（農業、食、宿泊業等）と連携し授業科目を設置する
------	-------------------------------------

- ⑪ 洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を踏まえ、環境の視点から地域の活性化や地域課題の解決に取り組む人材の育成

評価指標	(53) 環境の視点に基づく地域の活性化や地域課題の解決に関する授業科目を設置する
------	---

- ⑫ 自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、防災の視点も含めた、持続可能な社会の構築に関する教育の実施

評価指標	(54) 令和10年度までに、地域防災教育の視点で、多様な主体を交えた連携体制を整備する
------	--

<sup>18</sup> リスキリング：技術革新やビジネスモデルの変化に対応するため業務上で必要とされる新しい知識やスキルを獲得する/させること

<sup>19</sup> 履修証明プログラム：社会人等学生以外の者を対象に開設する、一定のまとまりのある学習プログラム

- ⑬ 卒業後の地元定着につながるよう、県内企業等でのインターンシップを公益学部の必修とし、学生が地域や地元企業、行政等をより深く理解し、魅力を見出す機会を確保

評価指標	(55) 令和10年度までに、効果的かつ持続可能なモデルプログラムを開発する (56) 県内就職率 4割
------	---

- ⑭ 自治体や地元企業が抱える具体的な課題をテーマとしたプロジェクト型応用演習<sup>20</sup>を実施し、地域課題に主体的に関わる姿勢と社会実装を意識した提案力を育成

- ⑮ 大学の研究成果を地域産業に還元し、共同研究の機会を拡大するため、企業負担による受託契約型の研究スキームを整備するとともに、これまでの研究シーズや共同研究の事例を分かりやすく発信し、地域企業との接点を創出するなど産学連携の基盤を強化

評価指標	(57) 毎年1回以上、産学官が参加する研究会を実施する
------	------------------------------

- ⑯ 行政や地元企業、NPOなどが社会人大学院生向けに研究テーマを提案する仕組みを作り、現場の課題意識と研究者の視点を結びつけて研究の質と実践性の向上を図る

- ⑰ 海外への販路開拓や事業展開の重要性が高まっていることを踏まえ、外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する取組などを通して、地域と世界との交流を担う人材を育成

評価指標	(58) 外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する科目を配置する
------	---------------------------------------

- ⑱ 外国人住民の抱える生活課題やニーズを理解し、関連する支援制度や地域の多様な資源と結びつけて支援を行う多文化共生コーディネーターを養成

評価指標	(59) 令和10年度までに「多文化共生コーディネーター養成プログラム」を開発する
------	---

- ⑲ 海外の提携大学との交流や短期受入プログラムなどにより外国人留学生の受入を拡大し、国際的な視野を育む教育環境を推進

評価指標	(60) 外国人留学生の受入数 令和13年度までに全学で8名
------	--------------------------------

- ⑳ 外国人留学生の受入環境の整備に向けて、留学生と日本人学生が共同生活する国際寮としてドミトリーを活用することを検討

評価指標	(61) 令和9年度までに国際寮等の外国人留学生の受入環境を整備する
------	------------------------------------

## (2) 地域との連携の強化

- ① 地域課題の解決に向けて、設立団体が保有するデータの分析や多様な主体と連携した研究等のほか、地域に必要な人材について話し合いを行う産学官連携プラットフォームを創設

<sup>20</sup> プロジェクト型応用演習：地域や社会をフィールドとして設定し、授業期間内に達成すべき目標を設定した上で、これまでに修得した知識や能力を活用しながらプロジェクト形式で展開する演習科目

- ② 地域共創センターに、大学と地域を繋ぐ地域連携コーディネーター（行政、企業OB等）等を配置し、地域企業のニーズ把握、地域課題の発掘、大学の研究内容の紹介を行うなど、同センターの体制を強化
- ③ 地域の課題や行政の仕事に触れる機会として、県と庄内地域2市3町の職員が、現場の経験をもとに、担当業務や課題、対応する取組を紹介する講義を実施
- ④ 学生のフィールドワークの拠点として、各市町の庁舎にサテライトキャンパスを設置し、自治体職員の助言や協力を得ながら地域課題に取り組む環境を整備
- ⑤ 県と2市3町に大学との連携担当職員を配置し、日常的な情報共有を行うとともに、具体的な連携テーマの発掘や実務レベルの調整を実施
- ⑥ 県内の大学と、授業科目の相互開放や地域が抱える共通課題への対応等における連携を強化し、地域の高等教育機関全体としての機能強化と地域貢献を推進
- ⑦ 東北公益文科大学と類似の教育分野を有する県内外の大学との、それぞれの教育内容の特色を生かした連携の検討
- ⑧ 県内の中高生の探究学習を支援するとともに、大学の学びに触れる授業体験の機会を創出し、中高生の進路選択や学びの意欲を高める取組を実施
- ⑨ 高大接続の強化の観点から、高校生が東北公益文科大学で履修した授業について、大学進学後に単位として認定できる、単位の先取認定制度の導入を検討
- ⑩ 希望する中高生が、東北公益文科大学の教員から専門的な指導を受けながら、自ら設定した課題に基づく探究的な学びに取り組む体制の整備
- ⑪ 学生の地元定着率の向上を図るため、キャリア教育や就職支援について、地元産業界や行政機関との連携を更に深め、学生のキャリア形成の支援体制を強化
- ⑫ 多様な学習ニーズを持つ学生を受け入れるため、県内の短期大学や高等専門学校からの編入学生の受入を拡大

評価指標	(62) 地域連携コーディネーターによるマッチング件数 年3件以上
------	-----------------------------------

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

#### (1) ガバナンス体制の構築

- ① 理事長のリーダーシップのもと、意思決定の迅速化と透明性向上を図るため、学内委員会・会議体の整理統合を進め、ガバナンス体制の機能強化を図る。

#### (2) 人事・組織

- ① 教職員の定数を踏まえた計画的な採用を進め、専門性向上を目的とした研修や資格取得支援を実施し、能力開発を促進する。また中長期的人員計画を策定し、専門性の継承を目的としたOJTや引継ぎ等の体制を整える。さらに、ライフステージに応じた多様な働き方に対応できる体制を整備する。

評価指標	(63) F Dのための研修会等の実施回数 年4回以上 S D <sup>21</sup> のための研修会等の実施回数 年2回以上
------	--

<sup>21</sup> SD：スタッフ・ディベロップメント 事務職員や技術職員などの職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援の資質向上のための組織的な取り組み

	(64) 多様な働き方に対応するため、令和10年度までに学外から大学情報ネットワーク環境へ安全に接続できる体制整備を検討する
--	--

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

##### (1) 財務戦略

① 財務戦略を策定の上、国や自治体の補助金、寄附金、受託事業等の外部資金の獲得を推進するとともに、収支状況を定期的に分析し、財務戦略の見直しを図る。

##### (2) 業務執行の継続的な見直しと経費の節減

① 教育研究の質を維持しながら、業務の見直しとICT活用による効率化を進める。文書電子化や決裁のオンライン化等を推進し、業務プロセスの簡素化と経費の適正化を図る。

#### 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

##### (1) 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信

① 教育研究・運営に関する自己点検・評価を定期的実施する。点検結果を全学で共有し、改善計画を策定・実施し、継続的な質保証体制を確立する。

評価指標	(65) アセスメント・ポリシーに基づくアセスメント及び公立大学法人の自己点検・評価の実施回数 年1回
------	---

② 情報公開を引き続き進めるとともに、多様な広報ツールを活用し、大学特有の文言に解説を入れるなど、大学関係者以外にも分かりやすい大学の特長・魅力の発信を行う。

評価指標	(66) アセスメント等評価の結果や事業報告書の大学ホームページへの公表回数 年1回
------	--

#### 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

##### (1) コンプライアンス及びリスクマネジメント

① SD等を通して、教職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスメント防止研修を計画的に実施し、大学組織全体の倫理意識と法令遵守の徹底を図る。

② 災害・危機対応マニュアルやBCP<sup>22</sup>の整備・更新を進めるとともに、情報セキュリティ体制を強化し、緊急時対応訓練を定期的実施する。

##### (2) デジタル化の推進

① 教育研究や大学運営を支える情報ネットワーク環境の整備を計画的に進めるとともに、十分なセキュリティ対策の実施に向け体制を整備する。

<sup>22</sup> BCP：事業継続計画(Business Continuity Plan) 大規模な災害や感染症のまん延などにより不測の事態が発生した際に、重要な業務を継続して実施し、大学機能の維持・早期復旧を行うための方針、体制、手順等を示した計画

## 第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

### 1 予算（令和8年度～令和13年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4, 0 6 9
補助金等収入	2 8
自己収入	4, 6 0 1
授業料等収入	3, 8 2 4
その他の収入	7 7 7
受託研究等収入	4 2
目的積立金取崩	0
計	8, 7 4 0
支出	
業務費	6, 2 6 6
教育研究経費	1, 2 0 8
人件費	5, 0 5 8
一般管理費	2, 1 6 0
受託研究等経費	4 2
施設・設備整備費	2 7 2
計	8, 7 4 0

運営費交付金は一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

#### 【人件費の見積り】

中期目標期間中に総額5, 0 5 8百万円を支出。

人件費の見積りについては、令和8年度の役員及び教職員の人件費の見込額を基準として算定。

退職手当については、公立大学法人東北公益文科大学職員退職手当規程により算定。

#### 【運営費交付金の算定方法】

令和8年度から令和13年度までの毎事業年度の運営費交付金は、次の算式により算定。

$$\text{運営費交付金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) - (\text{⑤} + \text{⑥})$$

#### ① 教育研究経費

令和8年度の所要額を積算し、その所要額と同額で毎事業年度の経費を算定

#### ② 人件費

上記人件費の見積りのとおり

#### ③ 一般管理費

令和8年度の所要額を積算し、毎事業年度1.0%程度の経費節減を見込んで算定

④ 施設・設備整備費

各事業年度の事業実態に応じて個別に所要額を算定

⑤ 自己収入

授業料及び入学金については定員で算定し、その他の収入については過去の実績を参考にして算定

⑥ 補助金等収入及び受託研究等収入

過去の実績を参考に算定

2 収支計画（令和8年度～令和13年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	8, 7 4 0
經常費用	8, 7 4 0
業務費	6, 3 0 8
教育研究経費	1, 2 0 8
受託研究費等	4 2
人件費	5, 0 5 8
一般管理費	2, 1 6 0
その他費用	0
減価償却費	2 7 2
臨時損失	0
収益の部	8, 7 4 0
經常収益	8, 7 4 0
運営費交付金収益	4, 0 6 9
補助金等収益	2 8
授業料収益	3, 1 3 7
入学金収益	6 0 9
入学検定料収益	7 8
受託研究等収益	4 2
その他の収益	7 7 7
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

### 3 資金計画（令和8年度～令和13年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	8, 7 4 0
業務活動による支出	8, 4 6 8
投資活動による支出	2 7 2
財務活動による支出	0
次期中期計画期間への繰越金	0
資金収入	8, 7 4 0
業務活動による収入	8, 7 1 0
運営費交付金による収入	4, 0 6 9
補助金等による収入	2 8
授業料等による収入	3, 8 2 4
受託研究等による収入	4 2
その他の収入	7 4 7
投資活動による収入	3 0
財務活動による収入	0

#### 第8 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

1億2千万円（事業年度の年間運営費の概ね1月程度）

※  $8,740 \text{ 百万円} \div (6 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}) = 121 \text{ 百万円}$ （1億2千万円）

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

#### 第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

#### 第10 第9に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

#### 第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域貢献への取組及び組織運営の改善に充てる。

## 第12 公立大学法人東北公益文科大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規約で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務運営を行うため、施設・設備の老朽度合等を勘案して改修等を行う。

### 2 人事に関する計画

第3(2)「人事・組織」に記載のとおり

### 3 積立金の使途

なし

### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

## 公立大学法人東北公益文科大学 第1期中期目標・中期計画案 対照表

中期目標	中期計画（案）						
<p>前文</p> <p>東北公益文科大学は、四年制大学の設置を求める庄内地域の強い要望を受け、平成13年4月に公設民営方式の大学として開学した。</p> <p>開学以降、東北公益文科大学は、社会全体にとって良いことを追求し、現代社会が抱える様々な課題を解決することを通して、より良い社会を築いていくという公益の考えを持つ、社会に有為な人材の輩出を目指し、庄内地域をはじめ県内外に多くの人材を供給するとともに、研究成果等の知見を地域に還元するなど、高等教育機関としての役割を担ってきた。</p> <p>人口減少の進行など社会や地域を取り巻く環境が変化中、より魅力的で特色のある大学として、地域に必要とされる人材を育成し、輩出するために、令和6年8月に、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町並びに学校法人東北公益文科大学は、東北公益文科大学の公立化と機能強化について基本合意した。</p> <p>山形県と庄内広域行政組合が共同で設立する公立大学法人東北公益文科大学は、豊かな教養並びに公益の研究及び実践に基づく専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応える人材を育成するとともに、地域と共にある大学として、教育及び研究の成果を広く社会に還元することにより、地域社会の課題解決と発展に貢献し、ひいては国際社会の発展に寄与することを目的としている。</p> <p>この目的を実現し、東北公益文科大学の「地域の知の拠点」としての存在価値を更に高め、より魅力ある大学とするため、山形県及び庄内広域行政組合は、次の項目を基本とする中期目標を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 持続可能な活力ある地域社会を担う人材の育成 多様な学問分野の知見を結び付けて地域課題に取り組む公益学を基盤とし、地域の多様な主体との関わりや協働を通して、持続可能で活力ある地域社会を担う人材を育成する。</li> <li>2 教育研究成果の地域への還元 地域と連携した教育研究をより一層推進するとともに、その成果を地域に還元し、豊かな地域社会の実現に寄与する。</li> <li>3 社会の変化に対応した戦略的な大学運営 理事長のリーダーシップの下、社会の変化に対応し、地域の発展に資するため、教育研究の内容や経営状況を不断に検証し、必要な改革を推進することで、安定的かつ戦略的な大学運営を図る。</li> </ol> <p>第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中期目標の期間 この中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。</li> <li>2 教育研究上の基本組織 東北公益文科大学は、以下に記載する学部、研究科をもって構成する。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="296 1375 736 1516"> <tbody> <tr> <td>学 部</td> <td>公益学部 国際学部</td> </tr> <tr> <td>研 究 科</td> <td>公益学研究科</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会との共創に関する目標 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域に根ざした公立大学として、地元自治体や産業界との組織的な連携を更に深め、地域課題の解決に資する実践的な教育研究を推進するとともに、研究成果を広く還元することで、地域の産業や文化の発展に貢献する。</li> <li>② 教育研究の成果を生かしながら、産業界や高等学校等との連携を通して、地域とのつながりを一層深めるとともに、まちづくりや地域課題の解決、地域の活性化を推進する人材</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	学 部	公益学部 国際学部	研 究 科	公益学研究科	<p>第1 中期計画の期間 中期計画の期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。</p> <p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会との共創に関する目標を達成するための措置 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材育成機能や研究成果を活用した地域課題の解決 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地元自治体や産業界との組織的な連携を更に深め、地域課題の解決に資する実践的な教育研究活動等を推進するため、「産学官連携プラットフォーム」を中核とする協働体制を整備・運用する。その上で、地域の産業や文化の発展等に資する研究プロジェクトに取り組む。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="1507 1759 2614 1831"> <tbody> <tr> <td>評価指標</td> <td>(1) 産学官連携プラットフォームで取り組む教育・研究プロジェクトの件数 令和8～10年度で3件、令和11～13年度で3件</td> </tr> </tbody> </table> <li>② 地域社会の現状を多面的に学び解決すべき課題を見出す科目や、自治体・産業界・NPO等との連携による地域課題解決型PBL等の科目の学びを通して、地域の活性化を推進する人材を育成</li> </li></ol> </li> </ol>	評価指標	(1) 産学官連携プラットフォームで取り組む教育・研究プロジェクトの件数 令和8～10年度で3件、令和11～13年度で3件
学 部	公益学部 国際学部						
研 究 科	公益学研究科						
評価指標	(1) 産学官連携プラットフォームで取り組む教育・研究プロジェクトの件数 令和8～10年度で3件、令和11～13年度で3件						

中期目標	中期計画（案）																
<p>を育成する。</p> <p>(2) 研究内容の積極的発信による教育研究の高度化</p> <p>① 研究成果の学内外への積極的な発信を行い、地域社会や他の高等教育機関等との対話を深めることで、「地域の知の拠点」としての存在価値の向上を図るとともに、地域や産業界からの人的・財政的支援を呼び込み、教育研究の高度化を実現する。</p> <p>2 教育に関する目標</p> <p>(1) 社会の変化に対応した人材育成</p> <p>① 社会と時代の要請に応える人材を育成するため、社会に求められる公益の変化に合わせて、教育課程の不断の見直しを行う。</p> <p>② 課題解決のための基礎能力の一つである、AIをはじめとしたデジタルの知識や技術を身に付けた人材を育成する教育を推進する。</p> <p>③ 社会人向けリスキリングの実施を通して、地域の産業を担う人材の育成を推進する。</p> <p>④ 地域共創コーディネーター養成プログラムの実施を通して、地域社会を支える人材を育成する。</p> <p>(2) 入学者選抜</p> <p>① アドミッション・ポリシーに基づき、総合的評価も導入した多様な入学者選抜を実施し、様々な能力や個性を持つ優秀な人材の確保を図る。</p> <p>② 入学者選抜の実施結果等の点検・評価を通して、入学者選抜の実施方法について不断の見直しを行う。</p>	<p>する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 220 2617 296"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(2) 公益学部の地域に関する科目数 3割以上 (3) 公益学部「応用演習科目」の地域課題解決型PBL科目数 2割以上</td> </tr> </table> <p>(2) 研究内容の積極的発信による教育研究の高度化</p> <p>① 学内研究者の成果を整理・発信するデータベース等、ウェブ公開システムの整備や、地域課題の共有及び解決方法を議論するシンポジウム等の開催を通して「地域の知の拠点」としての存在価値の向上を図るとともに、リサーチ・アドミニストレータや地域連携コーディネーター等を配置することにより地域や産業界からの人的・財政的支援を呼び込み、外部資金も活用しながら、教育研究のさらなる高度化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1507 537 2617 716"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(4) 学内研究活動の公表件数（大学ホームページ、リポジトリなどwebでの公表を含む） 毎年50件以上 (5) 産学官連携プラットフォームで取り組んだ研究プロジェクトや、まちづくり・地域課題解決をテーマとした教育・研究活動の成果発表件数 毎年1件以上</td> </tr> </table> <p>2 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会の変化に対応した人材育成</p> <p>① 公益学の理念を基盤に、社会変化に対応した教育課程の体系的な点検・改訂に資するため、産学官連携プラットフォームに専門の部会を設置し、産業界・自治体等と意見交換を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1507 890 2617 926"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(6) 意見交換の実施回数 年1回以上</td> </tr> </table> <p>② 全学生が基礎的な情報リテラシーとデータ活用スキルを修得できるよう、共通科目にデータサイエンス・AI教育プログラムを整備・拡充する。 また、実践的デジタル教育として、データ分析・AI活用演習等を組み込んだ地域課題解決型PBLを実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1100 2617 1176"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(7) 「データサイエンス・AI教育プログラム」の卒業時の修了者割合 100%</td> </tr> </table> <p>③ 地域産業界・自治体の人材育成ニーズや、地域住民のニーズの調査・把握を通して、ニーズに即した公開講座等を企画・開講する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1276 2617 1352"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(8) 公開講座FORUM21を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する</td> </tr> </table> <p>④ 地域共創コーディネーター養成プログラムの実施を通して、地域課題解決や持続可能な社会の共創に向け、連携・協働を推進する人材を養成する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1453 2617 1488"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(9) 地域共創コーディネーター養成プログラムの開講回数 年1回以上</td> </tr> </table> <p>(2) 入学者選抜</p> <p>① アドミッション・ポリシーに合致した人材確保に向けた多様な入学者選抜を検討する。地域枠も有効活用し、各入試区分で募集人数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1633 2617 1709"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(10) 一般選抜前期日程の志願倍率 3倍 (11) 山形県内入学者比率 6割</td> </tr> </table> <p>② アセスメント・ポリシーに基づく評価を通して、入学者選抜の見直しに継続的に取り組む。また、入学時のアセスメントを実施し、初年次教育と連携することで、入学後教育との接続を強化する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1854 2617 1890"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(12) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回</td> </tr> </table>	評価指標	(2) 公益学部の地域に関する科目数 3割以上 (3) 公益学部「応用演習科目」の地域課題解決型PBL科目数 2割以上	評価指標	(4) 学内研究活動の公表件数（大学ホームページ、リポジトリなどwebでの公表を含む） 毎年50件以上 (5) 産学官連携プラットフォームで取り組んだ研究プロジェクトや、まちづくり・地域課題解決をテーマとした教育・研究活動の成果発表件数 毎年1件以上	評価指標	(6) 意見交換の実施回数 年1回以上	評価指標	(7) 「データサイエンス・AI教育プログラム」の卒業時の修了者割合 100%	評価指標	(8) 公開講座FORUM21を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する	評価指標	(9) 地域共創コーディネーター養成プログラムの開講回数 年1回以上	評価指標	(10) 一般選抜前期日程の志願倍率 3倍 (11) 山形県内入学者比率 6割	評価指標	(12) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回
評価指標	(2) 公益学部の地域に関する科目数 3割以上 (3) 公益学部「応用演習科目」の地域課題解決型PBL科目数 2割以上																
評価指標	(4) 学内研究活動の公表件数（大学ホームページ、リポジトリなどwebでの公表を含む） 毎年50件以上 (5) 産学官連携プラットフォームで取り組んだ研究プロジェクトや、まちづくり・地域課題解決をテーマとした教育・研究活動の成果発表件数 毎年1件以上																
評価指標	(6) 意見交換の実施回数 年1回以上																
評価指標	(7) 「データサイエンス・AI教育プログラム」の卒業時の修了者割合 100%																
評価指標	(8) 公開講座FORUM21を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する																
評価指標	(9) 地域共創コーディネーター養成プログラムの開講回数 年1回以上																
評価指標	(10) 一般選抜前期日程の志願倍率 3倍 (11) 山形県内入学者比率 6割																
評価指標	(12) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回																

中期目標	中期計画（案）										
<p>(3) 学士課程</p> <p>① 公益学部公益学科では、世界と地域の変化を見据え、精神的な豊かさを享受でき、かつ、経済的にも持続可能な地域社会をデザインするために、必要な知識とスキルを身に付け、かつ、多様な人々とともに課題解決に取り組むことができる実行力を持った人材を育成する。</p> <p>② 国際学部国際コミュニケーション学科では、英語を主軸としつつ、多言語・多文化への理解と対応力も備えた言語運用能力と国際社会に対する洞察力を持ち、異文化や自国の文化への深い見識と多文化共生を推進する能力を生かし、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材を育成する。</p> <p>③ 地元企業や自治体等と連携したインターンシップ等を通して、学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実を図る。</p> <p>④ 高大接続等を通して、意欲ある学生の確保につなげるとともに、切れ目のない一貫した教育環境を整備する。</p> <p>(4) 修士課程</p> <p>① 社会変革期における課題解決及び価値創造に求められる、公益学を構成するディシプリン（※）、データサイエンス等の基本リテラシー、多様な主体との対話と協働の技法を身に付け活躍する人材と、公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者に求められる専門知識、ディシプリン及び研究の方法を身に付け、博士後期課程に進学する人材を育成する。</p> <p>※ 学問分野及び学問分野において用いられる教育・研究手法のこと</p> <p>(5) 博士後期課程</p> <p>① 公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者を養成する。</p> <p>(6) 教育の質保証</p>	<p>(3) 学士課程</p> <p>① 各学部・学科の人材育成方針に沿い、「尊重し調和へ」の理念に基づき、「公益」の視点から多様な人々と協働し、持続可能な社会の発展に貢献できる人材を養成する。 その実現に向けて、両学部に通して文理・分野横断的な教育の充実を図り、データサイエンス・AI教育プログラムを推進する。 加えて、公益学部では地域理解科目の体系的整備や、地域課題解決型PBLを展開し、国際学部では英語及びコミュニケーション教育の強化、国際交流プログラム（留学等）の推進、多文化共生・国際課題解決型PBLの展開を通して、地域と世界の双方に貢献できる実践的な学びを推進する。 これらの学びを支えるため、学内の教育環境の整備と学修支援体制の充実を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1507 533 2617 816"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(13) 卒業時調査における教育満足度 85%以上 ※過去5年間の平均 85.1% (14) 電子書籍の蔵書を毎年拡充する (15) 公益学部の令和7年度以降入学者のダブルメジャー履修者数 年間5名以上（令和10年度以降） (16) 国際学部の卒業時点の英語能力 全学生が卒業までにCEFR B1レベル（TOEIC® Listening&amp;Reading テスト500点以上）を、うち1割以上がCEFR B2レベル（TOEIC® Listening&amp;Reading テスト785点以上又は英検準1級）を達成</td> </tr> </table> <p>② 県内企業、自治体等との連携によるキャリア教育を通じたキャリア形成支援に取り組む。</p> <table border="1" data-bbox="1507 886 2617 1098"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(17) 公益学部の応用演習科目「社会実習（インターンシップ）」履修者数 3割以上 (18) 1年生から3年生のキャリア教育に取り入れる、県内企業、自治体、就職ナビ会社等と連携したキャリア教育科目数 4科目 (19) 「就職ガイダンス in 公益大」に参加する山形県内企業の割合 50%以上 ※過去3年度の割合52.3%</td> </tr> </table> <p>③ 高大接続教育プログラムの実施や大学での学びを体験できる機会の拡充を通して、高校段階からの進路意識の形成を支援する。さらに、地域の高校との協定に基づく、本学の授業科目の聴講等を通して、切れ目のない教育環境を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1239 2617 1379"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(20) 高校生による単位先取り履修者 年間5名以上 (21) 県内高校（特に大学進学が多い高校）からの出張講義への対応件数 年5件以上、学外の発信プログラム等を活用した県外高校に対する本学の教育内容の周知件数 年5件以上</td> </tr> </table> <p>(4) 修士課程</p> <p>① 学部・修士課程・博士後期課程の教育の接続を推進し、修士課程のカリキュラムの見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1520 2617 1627"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(22) 令和10年までに社会実装プログラム（仮称）を創設する (23) 研究成果を院生研究報告会等の公開の場で発表する 年2回 (24) 専修免許状の充実に向けた検討</td> </tr> </table> <p>(5) 博士後期課程</p> <p>① 公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者を養成するために、修士課程・博士後期課程の教育の接続を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1801 2617 1875"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(25) 研究成果を院生研究報告会、学会発表、学会誌への論文出版等により発表する 年2回以上</td> </tr> </table> <p>(6) 教育の質保証</p>	評価指標	(13) 卒業時調査における教育満足度 85%以上 ※過去5年間の平均 85.1% (14) 電子書籍の蔵書を毎年拡充する (15) 公益学部の令和7年度以降入学者のダブルメジャー履修者数 年間5名以上（令和10年度以降） (16) 国際学部の卒業時点の英語能力 全学生が卒業までにCEFR B1レベル（TOEIC® Listening&Reading テスト500点以上）を、うち1割以上がCEFR B2レベル（TOEIC® Listening&Reading テスト785点以上又は英検準1級）を達成	評価指標	(17) 公益学部の応用演習科目「社会実習（インターンシップ）」履修者数 3割以上 (18) 1年生から3年生のキャリア教育に取り入れる、県内企業、自治体、就職ナビ会社等と連携したキャリア教育科目数 4科目 (19) 「就職ガイダンス in 公益大」に参加する山形県内企業の割合 50%以上 ※過去3年度の割合52.3%	評価指標	(20) 高校生による単位先取り履修者 年間5名以上 (21) 県内高校（特に大学進学が多い高校）からの出張講義への対応件数 年5件以上、学外の発信プログラム等を活用した県外高校に対する本学の教育内容の周知件数 年5件以上	評価指標	(22) 令和10年までに社会実装プログラム（仮称）を創設する (23) 研究成果を院生研究報告会等の公開の場で発表する 年2回 (24) 専修免許状の充実に向けた検討	評価指標	(25) 研究成果を院生研究報告会、学会発表、学会誌への論文出版等により発表する 年2回以上
評価指標	(13) 卒業時調査における教育満足度 85%以上 ※過去5年間の平均 85.1% (14) 電子書籍の蔵書を毎年拡充する (15) 公益学部の令和7年度以降入学者のダブルメジャー履修者数 年間5名以上（令和10年度以降） (16) 国際学部の卒業時点の英語能力 全学生が卒業までにCEFR B1レベル（TOEIC® Listening&Reading テスト500点以上）を、うち1割以上がCEFR B2レベル（TOEIC® Listening&Reading テスト785点以上又は英検準1級）を達成										
評価指標	(17) 公益学部の応用演習科目「社会実習（インターンシップ）」履修者数 3割以上 (18) 1年生から3年生のキャリア教育に取り入れる、県内企業、自治体、就職ナビ会社等と連携したキャリア教育科目数 4科目 (19) 「就職ガイダンス in 公益大」に参加する山形県内企業の割合 50%以上 ※過去3年度の割合52.3%										
評価指標	(20) 高校生による単位先取り履修者 年間5名以上 (21) 県内高校（特に大学進学が多い高校）からの出張講義への対応件数 年5件以上、学外の発信プログラム等を活用した県外高校に対する本学の教育内容の周知件数 年5件以上										
評価指標	(22) 令和10年までに社会実装プログラム（仮称）を創設する (23) 研究成果を院生研究報告会等の公開の場で発表する 年2回 (24) 専修免許状の充実に向けた検討										
評価指標	(25) 研究成果を院生研究報告会、学会発表、学会誌への論文出版等により発表する 年2回以上										

中期目標	中期計画（案）								
<p>① 授業評価や学修成果の可視化、ファカルティ・ディベロップメント（※）の体系的実施等を通し、質の高い教育を実現するための継続的な改善サイクルを確立、実施していく。 ※ 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称</p> <p>(7) 学生支援 ① 学業、生活、キャリアや自主活動など、学生一人ひとりに応じた支援を行い、全ての学生が自信と意欲、目的を持って学修に取り組める環境を整備する。</p> <p>(8) 多様な学生が共に学ぶ環境の整備 ① 経済的・文化的背景の異なる学生や外国人留学生、リカレント、障がいのある学生を含めた多様な学生が共に学び、成長する環境の実現を図る。</p> <p>3 研究に関する目標 (1) 研究推進・支援体制の整備 ① 基礎研究と応用研究を着実に推進するため、研究支援体制を整備する。</p> <p>② AIやデータサイエンス等のデジタル技術を活用し、地域課題の解決や新たな価値創出につながる研究を推進する体制を整備する。</p> <p>(2) 共同研究の推進 ① 学内の多様な知と産学官との連携を基盤に、学際的かつ実践的な共同研究を推進するとともに、地元産業界や行政と連携した課題解決型研究を通して得られた知見の社会実装を目指す。</p>	<p>① ルーブリック等を用いた学修・教育目標の明確化、学外研修を含むファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施、ポートフォリオ等による学修成果の可視化、授業評価やアセスメント・ポリシーに基づく自己評価等を通じて、学生が成長を実感できる教育を展開するための継続的な改善サイクルを推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 323 2617 571"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(26) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回以上 (27) 教育改善に関するFDの実施回数 年1回以上 (28) 認証評価第4期の基準に対応した学修ポートフォリオ、新しいディプロマ・ポリシー等に対応したルーブリックを令和8年度中に整備し、運用する (29) 認証評価第4期の基準に対応したディプロマサプリメント、デジタル学修歴証明書の発行体制を令和9年度までに整備する</td> </tr> </table> <p>(7) 学生支援 ① アカデミック・アドバイザー制度、キャリア相談、心身の健康管理支援に加え、学生の自主的な課外活動やボランティア活動を推進するために、情報提供や機会の創出、活動に対する助成や活動環境の整備・充実を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1507 743 2617 919"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(30) 学生の心身の健康や悩み事を把握するため、毎年2回、学生生活アンケートを実施し、悩み事を抱えている学生や相談を希望する学生に適宜対応する (31) 学生活動支援助成金制度を活用した、学生による地域活動の実施件数 年2件以上</td> </tr> </table> <p>(8) 多様な学生が共に学ぶ環境の整備 ① 経済的・文化的背景や障がいの有無にかかわらず、多様な学生が安心して学べる環境を整備するとともに、社会人入学生を含む幅広い層の学生の受け入れを推進し、ダイバーシティを尊重する教育環境の充実を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1096 2617 1239"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(32) 障がい等による授業配慮への全学生への説明（毎年2回）、全教職員への周知（毎年1回）及び教員・学生から聞き取りを行う（毎年2回） (33) 毎年度の社会人入学生の受入数 全学で3名以上 (34) マイクロレデンシャルの導入に向けた検討</td> </tr> </table> <p>3 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究推進・支援体制の整備 ① 各教員の研究の質の向上を図るため、研究専念時間の確保や外部資金獲得のための支援、国際論文数の拡大に向けた支援、情報環境の整備・強化等の研究支援体制の整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1415 2617 1663"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(35) 教員個々の研究力向上のための外部資金の申請件数 毎年20件以上 (36) 研究専念時間の確保に向けた体制整備を令和10年度まで行う (37) 各教員による、学会誌や本学総合研究論集等への査読付き論文の公表本数 概ね1年に1本 (38) 国際論文（外国語執筆論文）等の投稿支援体制を整備する (39) 研究データポリシーの整備、教員の要望に応じた研究に必要な情報環境の強化を令和10年度までに行う</td> </tr> </table> <p>② AIやデータサイエンス等のデジタル技術の活用促進に向けて、地域の自治体やICT企業等と連携し、実践的知見を相互に取り込む仕組みを整える。</p> <p>(2) 共同研究の推進 ① 学内外の分野横断的な連携体制を整備し、産学官連携プラットフォーム及び国際的な研究連携を活用した共同研究を推進する。地元産業界や行政との協働による課題解決型研究を展開し、得られた知見の社会実装と対外的発信を図る。</p>	評価指標	(26) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回以上 (27) 教育改善に関するFDの実施回数 年1回以上 (28) 認証評価第4期の基準に対応した学修ポートフォリオ、新しいディプロマ・ポリシー等に対応したルーブリックを令和8年度中に整備し、運用する (29) 認証評価第4期の基準に対応したディプロマサプリメント、デジタル学修歴証明書の発行体制を令和9年度までに整備する	評価指標	(30) 学生の心身の健康や悩み事を把握するため、毎年2回、学生生活アンケートを実施し、悩み事を抱えている学生や相談を希望する学生に適宜対応する (31) 学生活動支援助成金制度を活用した、学生による地域活動の実施件数 年2件以上	評価指標	(32) 障がい等による授業配慮への全学生への説明（毎年2回）、全教職員への周知（毎年1回）及び教員・学生から聞き取りを行う（毎年2回） (33) 毎年度の社会人入学生の受入数 全学で3名以上 (34) マイクロレデンシャルの導入に向けた検討	評価指標	(35) 教員個々の研究力向上のための外部資金の申請件数 毎年20件以上 (36) 研究専念時間の確保に向けた体制整備を令和10年度まで行う (37) 各教員による、学会誌や本学総合研究論集等への査読付き論文の公表本数 概ね1年に1本 (38) 国際論文（外国語執筆論文）等の投稿支援体制を整備する (39) 研究データポリシーの整備、教員の要望に応じた研究に必要な情報環境の強化を令和10年度までに行う
評価指標	(26) アセスメント・ポリシーに基づく自己評価の実施回数 年1回以上 (27) 教育改善に関するFDの実施回数 年1回以上 (28) 認証評価第4期の基準に対応した学修ポートフォリオ、新しいディプロマ・ポリシー等に対応したルーブリックを令和8年度中に整備し、運用する (29) 認証評価第4期の基準に対応したディプロマサプリメント、デジタル学修歴証明書の発行体制を令和9年度までに整備する								
評価指標	(30) 学生の心身の健康や悩み事を把握するため、毎年2回、学生生活アンケートを実施し、悩み事を抱えている学生や相談を希望する学生に適宜対応する (31) 学生活動支援助成金制度を活用した、学生による地域活動の実施件数 年2件以上								
評価指標	(32) 障がい等による授業配慮への全学生への説明（毎年2回）、全教職員への周知（毎年1回）及び教員・学生から聞き取りを行う（毎年2回） (33) 毎年度の社会人入学生の受入数 全学で3名以上 (34) マイクロレデンシャルの導入に向けた検討								
評価指標	(35) 教員個々の研究力向上のための外部資金の申請件数 毎年20件以上 (36) 研究専念時間の確保に向けた体制整備を令和10年度まで行う (37) 各教員による、学会誌や本学総合研究論集等への査読付き論文の公表本数 概ね1年に1本 (38) 国際論文（外国語執筆論文）等の投稿支援体制を整備する (39) 研究データポリシーの整備、教員の要望に応じた研究に必要な情報環境の強化を令和10年度までに行う								

中期目標	中期計画（案）			
<p>(3) 研究者の多様性の確保と研究環境の整備</p> <p>① 若手研究者や外国人研究者など多様な研究者の採用を強化するとともに、学際的な研究によりイノベーションを創出できるよう、研究環境を整備する。</p> <p>4 国際力の強化に関する目標</p> <p>(1) グローバル人材の育成</p> <p>① グローバルな視野を持つ人材の育成のため、海外大学との交流協定の拡大や、外国人留学生の積極的受入れのほか、英語による授業提供、海外研修・留学支援制度の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制とキャンパス環境を整備する。</p> <p>② 学生が、それぞれの出身国や地域に対する理解と誇りを育みながら、対話を通して多文化的な視点を身に付けることを重視し、異なる文化的背景を持つ学生同士が互いに理解を深め合えるような学びを展開する。</p> <p>5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標</p> <p>(1) 教育研究組織等の見直し</p> <p>① 時代の変化に対応するため、地域のニーズを踏まえた教育研究を行うとともに、地域の多様な主体との関わりや協働による学びを通して、地域を活性化する人材を育成できるよう、教育研究組織等の見直しを行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(40) 学内研究助成（プロジェクト型）及び海外発表助成の実施件数 毎年度2件以上</td> </tr> </table>	評価指標	(40) 学内研究助成（プロジェクト型）及び海外発表助成の実施件数 毎年度2件以上	
	評価指標	(40) 学内研究助成（プロジェクト型）及び海外発表助成の実施件数 毎年度2件以上		
	<p>(3) 研究者の多様性の確保と研究環境の整備</p> <p>① 若手・女性・外国人等、多様な教員を積極的に採用し、ライフイベント等に応じた研究支援、研究スタートアップ支援や学内研究助成制度の拡充等の研究支援体制を充実させることで、多様な研究者が活躍できる環境を整備する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(41) 教員の若手在籍比率 20%以上、女性在籍比率 25%以上、外国人在籍比率 15%以上 ※令和7年度実績：教員数(特任含む)41名、若手7名(17%)、女性10名(24%)、外国人4名(9%)</td> </tr> </table>	評価指標	(41) 教員の若手在籍比率 20%以上、女性在籍比率 25%以上、外国人在籍比率 15%以上 ※令和7年度実績：教員数(特任含む)41名、若手7名(17%)、女性10名(24%)、外国人4名(9%)
	評価指標	(41) 教員の若手在籍比率 20%以上、女性在籍比率 25%以上、外国人在籍比率 15%以上 ※令和7年度実績：教員数(特任含む)41名、若手7名(17%)、女性10名(24%)、外国人4名(9%)		
	<p>4 国際力の強化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) グローバル人材の育成</p> <p>① 海外の大学・教育機関との連携を拡充し、英語圏以外の大学等も含めた交換留学や短期留学、オンライン交流など多様な海外経験・異文化交流の機会を提供する。英語による専門科目を拡大し、外国人教員の採用や留学生サポート体制の強化を通して、日常的に異文化が交わるキャンパス環境を整備する。また、海外研修や留学に対する経済的支援・奨学制度を充実させ、すべての学生が国際的な学びに参加できる体制を整える。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(42) 国際学部生全員が2年次に海外留学を行う（2年次に留学できなかった学生も4年次前期までに留学を終えることとする） (43) 国際学部における英語圏以外の留学先大学を令和13年度までに1校以上増やす (44) 交換留学の協定締結を令和13年度までに1校以上増やす</td> </tr> </table>	評価指標	(42) 国際学部生全員が2年次に海外留学を行う（2年次に留学できなかった学生も4年次前期までに留学を終えることとする） (43) 国際学部における英語圏以外の留学先大学を令和13年度までに1校以上増やす (44) 交換留学の協定締結を令和13年度までに1校以上増やす
	評価指標	(42) 国際学部生全員が2年次に海外留学を行う（2年次に留学できなかった学生も4年次前期までに留学を終えることとする） (43) 国際学部における英語圏以外の留学先大学を令和13年度までに1校以上増やす (44) 交換留学の協定締結を令和13年度までに1校以上増やす		
	<p>② 多文化共生をテーマとする教育プログラムや演習型授業を充実させ、学生が多様な価値観を理解・尊重する力を養う。また、国際交流イベントや地域との連携活動を通して、地域社会における多文化理解を実践的に学ぶ機会を提供する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(45) 多文化共生をテーマとする演習を令和9年度以降、毎年度1科目以上開講する (46) 他大学の学生を含む外国出身者との交流の実施回数 年1回以上</td> </tr> </table>	評価指標	(45) 多文化共生をテーマとする演習を令和9年度以降、毎年度1科目以上開講する (46) 他大学の学生を含む外国出身者との交流の実施回数 年1回以上
	評価指標	(45) 多文化共生をテーマとする演習を令和9年度以降、毎年度1科目以上開講する (46) 他大学の学生を含む外国出身者との交流の実施回数 年1回以上		
	<p>5 機能強化に伴う教育研究組織等の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育研究組織等の見直し</p> <p>① 東北公益文科大学の学びの内容の明確化・体系化を視野に入れた教育課程の検討と高校生等への情報発信の強化</p> <p>② 地域課題の解決において、AIをはじめとしたデジタル技術の活用がより重要になってきていることを踏まえ、DXを推進する専属人材を核とし、地元企業や自治体など、地域で活躍できるデジタル人材を育成するデータサイエンス系の教育体制を強化</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(47) デジタル人材を育成するため、令和11年度までに教育内容の見直しを図る</td> </tr> </table>	評価指標	(47) デジタル人材を育成するため、令和11年度までに教育内容の見直しを図る
	評価指標	(47) デジタル人材を育成するため、令和11年度までに教育内容の見直しを図る		
<p>③ 変化する社会状況に応じて、学外の起業家等の協力のもとで、新たな価値や仕組みを構想し、実行に移す等、業を起こす人材の育成に向けたアントレプレナーシップ教育の充実</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(48) 令和10年度までにアントレプレナーシップ教育の見直しと拡充・充実後の開講科目数 関連科目6講座以上</td> </tr> </table>	評価指標	(48) 令和10年度までにアントレプレナーシップ教育の見直しと拡充・充実後の開講科目数 関連科目6講座以上	
評価指標	(48) 令和10年度までにアントレプレナーシップ教育の見直しと拡充・充実後の開講科目数 関連科目6講座以上			
<p>④ ライフステージに応じたキャリアの構築や仕事の創出に挑戦できるよう、女性のためのキャリア形成講座などの自治体等の取組を支援</p>				

中期目標	中期計画（案）																
	<p>⑤ 多様な価値観や生活背景を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、福祉・教育現場での支援などを通して地域に貢献する人材の育成に向けた教育内容の検討</p> <table border="1" data-bbox="1507 289 2617 537"> <tr> <td data-bbox="1507 289 1679 537">評価指標</td> <td data-bbox="1679 289 2617 537">           (49) 社会福祉士国家試験合格率 60%以上            ※東北公益文科大学の社会福祉士国家試験の合格率（新卒、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値）52.07%            ※社会福祉士国家試験の合格率（全国、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値）36.04%            (50) 教員を目指す学生の卒業後の庄内地域・山形県への教員（講師）としての就職率 50%         </td> </tr> </table> <p>⑥ デジタルやビジネスなど地元企業等のニーズを踏まえたリスキリングの強化</p> <table border="1" data-bbox="1507 604 2617 680"> <tr> <td data-bbox="1507 604 1679 680">評価指標</td> <td data-bbox="1679 604 2617 680">(8) 公開講座 FORUM21 を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する（再掲）</td> </tr> </table> <p>⑦ 行政、企業、NPO等の組織の職員・社員や地域貢献を志す社会人である大学院生が、協働しながら地域課題の解決に取り組む学びの場として、修士課程のカリキュラムに社会実装プログラム（仮称）を創設</p> <table border="1" data-bbox="1507 819 2617 856"> <tr> <td data-bbox="1507 819 1679 856">評価指標</td> <td data-bbox="1679 819 2617 856">(22) 令和10年度までに社会実装プログラム（仮称）を創設する（再掲）</td> </tr> </table> <p>⑧ 社会人の学び直しや生涯学習など地域の多様な学びのニーズを掘り起こすため、学部・大学院のほか、公開講座や履修証明プログラムなども含めた多様な学びに関する広報・情報発信を強化</p> <p>⑨ 食文化を含む庄内地域の歴史・文化などについて学び、地域の活性化につなげる取組を、地域の多様な主体と連携して実施</p> <table border="1" data-bbox="1507 1100 2617 1138"> <tr> <td data-bbox="1507 1100 1679 1138">評価指標</td> <td data-bbox="1679 1100 2617 1138">(51) 地域の歴史・文化を学ぶため、授業科目を設置する</td> </tr> </table> <p>⑩ 農業、飲食業、宿泊業など地域の実務者と連携した、庄内の食や観光などの地域全体について学ぶ教育内容の強化</p> <table border="1" data-bbox="1507 1243 2617 1281"> <tr> <td data-bbox="1507 1243 1679 1281">評価指標</td> <td data-bbox="1679 1243 2617 1281">(52) 地域の実務者（農業、食、宿泊業等）と連携し、授業科目を設置する</td> </tr> </table> <p>⑪ 洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を踏まえ、環境の視点から地域の活性化や地域課題の解決に取り組む人材の育成</p> <table border="1" data-bbox="1507 1386 2617 1461"> <tr> <td data-bbox="1507 1386 1679 1461">評価指標</td> <td data-bbox="1679 1386 2617 1461">(53) 環境の視点に基づく地域の活性化や地域課題の解決に関する授業科目を設置する</td> </tr> </table> <p>⑫ 自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、防災の視点も含めた、持続可能な社会の構築に関する教育の実施</p> <table border="1" data-bbox="1507 1566 2617 1642"> <tr> <td data-bbox="1507 1566 1679 1642">評価指標</td> <td data-bbox="1679 1566 2617 1642">(54) 令和10年度までに、地域防災教育の視点で、多様な主体を交えた連携体制を整備する</td> </tr> </table> <p>⑬ 卒業後の地元定着につながるよう、県内企業等でのインターンシップを公益学部の必修とし、学生が地域や地元企業、行政等をより深く理解し、魅力を見出す機会を確保</p> <table border="1" data-bbox="1507 1747 2617 1843"> <tr> <td data-bbox="1507 1747 1679 1843">評価指標</td> <td data-bbox="1679 1747 2617 1843">           (55) 令和10年度までに、効果的かつ持続可能なモデルプログラムを開発する            (56) 県内就職率 4割         </td> </tr> </table> <p>⑭ 自治体や地元企業が抱える具体的な課題をテーマとしたプロジェクト型応用演習を実施し、地域課題に主体的に関わる姿勢と社会実装を意識した提案力を育成</p>	評価指標	(49) 社会福祉士国家試験合格率 60%以上 ※東北公益文科大学の社会福祉士国家試験の合格率（新卒、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値）52.07% ※社会福祉士国家試験の合格率（全国、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値）36.04% (50) 教員を目指す学生の卒業後の庄内地域・山形県への教員（講師）としての就職率 50%	評価指標	(8) 公開講座 FORUM21 を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する（再掲）	評価指標	(22) 令和10年度までに社会実装プログラム（仮称）を創設する（再掲）	評価指標	(51) 地域の歴史・文化を学ぶため、授業科目を設置する	評価指標	(52) 地域の実務者（農業、食、宿泊業等）と連携し、授業科目を設置する	評価指標	(53) 環境の視点に基づく地域の活性化や地域課題の解決に関する授業科目を設置する	評価指標	(54) 令和10年度までに、地域防災教育の視点で、多様な主体を交えた連携体制を整備する	評価指標	(55) 令和10年度までに、効果的かつ持続可能なモデルプログラムを開発する (56) 県内就職率 4割
評価指標	(49) 社会福祉士国家試験合格率 60%以上 ※東北公益文科大学の社会福祉士国家試験の合格率（新卒、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値）52.07% ※社会福祉士国家試験の合格率（全国、平成27年度～令和6年度の10年間の平均値）36.04% (50) 教員を目指す学生の卒業後の庄内地域・山形県への教員（講師）としての就職率 50%																
評価指標	(8) 公開講座 FORUM21 を年7回以上開催するとともに、地域の人材育成ニーズを踏まえたリスキリングプログラムを検討する（再掲）																
評価指標	(22) 令和10年度までに社会実装プログラム（仮称）を創設する（再掲）																
評価指標	(51) 地域の歴史・文化を学ぶため、授業科目を設置する																
評価指標	(52) 地域の実務者（農業、食、宿泊業等）と連携し、授業科目を設置する																
評価指標	(53) 環境の視点に基づく地域の活性化や地域課題の解決に関する授業科目を設置する																
評価指標	(54) 令和10年度までに、地域防災教育の視点で、多様な主体を交えた連携体制を整備する																
評価指標	(55) 令和10年度までに、効果的かつ持続可能なモデルプログラムを開発する (56) 県内就職率 4割																

中期目標	中期計画（案）										
<p>② グローバルな視野を持つ人材の育成のため、海外大学との交流協定の拡大や、外国人留学生の積極的受入れのほか、英語による授業提供、海外研修・留学支援制度の充実を図るなど、多文化共生を推進する教育体制とキャンパス環境を整備する。【再掲】</p> <p>(2) 地域との連携の強化</p> <p>① 自治体や、地元企業、他の高等教育機関など地域の多様な主体とともに、地域課題の解決に向けた研究・実証事業の実施や、地域に必要な人材の育成と確保に関する話し合いを行う産学官連携の組織を、山形県及び庄内広域行政組合と共に創設する。</p> <p>② 公立化のメリットを生かし、自治体や地元企業など、地域との協働を通して教育研究の一層の充実を図るとともに、県内の高等学校や中学校との接続を強化することで、東北公益文科大学が行う教育研究に対する関心の向上を図る。</p>	<p>⑮ 大学の研究成果を地域産業に還元し、共同研究の機会を拡大するため、企業負担による受託契約型の研究スキームを整備するとともに、これまでの研究シーズや共同研究の事例を分かりやすく発信し、地域企業との接点を創出するなど産学連携の基盤を強化</p> <table border="1" data-bbox="1507 323 2617 365"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(57) 毎年1回以上、産学官が参加する研究会を実施する</td> </tr> </table> <p>⑯ 行政や地元企業、NPOなどが社会人大学院生向けに研究テーマを提案する仕組みを作り、現場の課題意識と研究者の視点を結びつけて研究の質と実践性の向上を図る</p> <p>⑰ 海外への販路開拓や事業展開の重要性が高まっていることなどを踏まえ、外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する取組などを通して、地域と世界との交流を担う人材を育成</p> <table border="1" data-bbox="1507 604 2617 680"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(58) 外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する科目を配置する</td> </tr> </table> <p>⑱ 外国人住民の抱える生活課題やニーズを理解し、関連する支援制度や地域の多様な資源と結びつけて支援を行う多文化共生コーディネーターを養成</p> <table border="1" data-bbox="1507 785 2617 861"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(59) 令和10年度までに「多文化共生コーディネーター養成プログラム」を開発する</td> </tr> </table> <p>⑲ 海外の提携大学との交流や短期受入プログラムなどにより外国人留学生の受入を拡大し、国際的な視野を育む教育環境を推進</p> <table border="1" data-bbox="1507 961 2617 1003"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(60) 外国人留学生の受入数 令和13年度までに全学で8名</td> </tr> </table> <p>⑳ 外国人留学生の受入環境の整備に向けて、留学生と日本人学生が共同生活する国際寮としてドミトリーを活用することを検討</p> <table border="1" data-bbox="1507 1104 2617 1146"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(61) 令和9年度までに国際寮等の外国人留学生の受入環境を整備する</td> </tr> </table> <p>(2) 地域との連携の強化</p> <p>① 地域課題の解決に向けて、設立団体が保有するデータの分析や地域の多様な主体と連携した研究等のほか、地域に必要な人材について話し合いを行う産学官連携プラットフォームを創設</p> <p>② 地域共創センターに、大学と地域を繋ぐ地域連携コーディネーター（行政、企業OB等）等を配置し、地域企業のニーズ把握、地域課題の発掘、大学の研究内容の紹介を行うなど、同センターの体制を強化</p> <p>③ 地域の課題や行政の仕事に触れる機会として、県と庄内地域2市3町の職員が、現場の経験をもとに、担当業務や課題、対応する取組を紹介する講義を実施</p> <p>④ 学生のフィールドワークの拠点として、各市町の庁舎にサテライトキャンパスを設置し、自治体職員の助言や協力を得ながら地域課題に取り組む環境を整備</p> <p>⑤ 県と2市3町に大学との連携担当職員を配置し、日常的な情報共有を行うとともに、具体的な連携テーマの発掘や実務レベルの調整を実施</p> <p>⑥ 県内の大学と、授業科目の相互開放や地域が抱える共通課題への対応等における連携を強化し、地域の高等教育機関全体としての機能強化と地域貢献を推進</p> <p>⑦ 東北公益文科大学と類似の教育分野を有する県内外の大学との、それぞれの教育内容の特色を生かした連携の検討</p>	評価指標	(57) 毎年1回以上、産学官が参加する研究会を実施する	評価指標	(58) 外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する科目を配置する	評価指標	(59) 令和10年度までに「多文化共生コーディネーター養成プログラム」を開発する	評価指標	(60) 外国人留学生の受入数 令和13年度までに全学で8名	評価指標	(61) 令和9年度までに国際寮等の外国人留学生の受入環境を整備する
評価指標	(57) 毎年1回以上、産学官が参加する研究会を実施する										
評価指標	(58) 外国人材との交流や、庄内地域の魅力を海外に発信する科目を配置する										
評価指標	(59) 令和10年度までに「多文化共生コーディネーター養成プログラム」を開発する										
評価指標	(60) 外国人留学生の受入数 令和13年度までに全学で8名										
評価指標	(61) 令和9年度までに国際寮等の外国人留学生の受入環境を整備する										

中期目標	中期計画（案）						
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) ガバナンス体制の構築</p> <p>① 理事長のリーダーシップの下、透明性と機動性を備えたガバナンス体制を整備する。</p> <p>(2) 人事・組織</p> <p>① 公立大学としての使命を担うため、教職員の専門性を高めるための人事制度改革や能力開発支援を推進するとともに、教職員の計画的な確保・育成を行い、業務の効率化と機能分担に基づいた人員体制の最適化を図る。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 財務戦略</p> <p>① 多様な財源の確保を通じた安定的な財務基盤を確立するため、財務戦略を策定の上、国や自治体の補助金、寄附金、受託事業等の外部資金の獲得を推進するとともに、予算執行の適正化と財務情報の透明性の向上を図る。</p> <p>(2) 業務執行の継続的な見直しと経費の節減</p> <p>① 大学の教育研究の質の向上を図りつつ、より効率的な運営に向けて業務執行の継続的な見直しを行うとともに、経費の節減に努める。</p> <p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>(1) 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信</p> <p>① 自己点検・評価を計画的・定期的実施し、結果を大学運営の改善や次期計画の策定に反映させる。</p>	<p>⑧ 県内の中高生の探究学習を支援するとともに、大学の学びに触れる授業体験の機会を創出し、中高生の進路選択や学びの意欲を高める取組を実施</p> <p>⑨ 高大接続の強化の観点から、高校生が東北公益文科大学で履修した授業について、大学進学後に単位として認定できる、単位の先取認定制度の導入を検討</p> <p>⑩ 希望する中高生が、東北公益文科大学の教員から専門的な指導を受けながら、自ら設定した課題に基づく探究的な学びに取り組む体制の整備</p> <p>⑪ 学生の地元定着率の向上を図るため、キャリア教育や就職支援について、地元産業界や行政機関との連携を更に深め、学生のキャリア形成の支援体制を強化</p> <p>⑫ 多様な学習ニーズを持つ学生を受け入れるため、県内の短期大学や高等専門学校からの編入学者の受入を拡大</p> <table border="1" data-bbox="1507 743 2617 781"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(62) 地域連携コーディネーターによるマッチング件数 年3件以上</td> </tr> </table> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) ガバナンス体制の構築</p> <p>① 理事長のリーダーシップのもと、意思決定の迅速化と透明性向上を図るため、学内委員会・会議体の整理統合を進め、ガバナンス体制の機能強化を図る。</p> <p>(2) 人事・組織</p> <p>① 教職員の定数を踏まえた計画的な採用を進め、専門性向上を目的とした研修や資格取得支援を実施し、能力開発を促進する。また中長期的人員計画を策定し、専門性の継承を目的としたOJTや引継ぎ等の体制を整える。さらに、ライフステージに応じた多様な働き方に対応できる体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1163 2617 1306"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(63) FDのための研修会等の実施回数 年間4回以上、SDのための研修会等の実施回数 年2回以上 (64) 多様な働き方に対応するため、令和10年度までに学外から大学情報ネットワーク環境へ安全に接続できる体制整備を検討する</td> </tr> </table> <p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 財務戦略</p> <p>① 財務戦略を策定の上、国や自治体の補助金、寄附金、受託事業等の外部資金の獲得を推進するとともに、収支状況を定期的に分析し、財務戦略の見直しを図る。</p> <p>(2) 業務執行の継続的な見直しと経費の節減</p> <p>① 教育研究の質を維持しながら、業務の見直しとICT活用による効率化を進める。文書電子化や決裁のオンライン化等を推進し、業務プロセスの簡素化と経費の適正化を図る。</p> <p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 自己点検・情報提供及び積極的かつ戦略的な情報発信</p> <p>① 教育研究・運営に関する自己点検・評価を定期的実施する。点検結果を全学で共有し、改善計画を策定・実施することで、継続的な質保証体制を確立する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1864 2617 1940"> <tr> <td>評価指標</td> <td>(65) アセスメント・ポリシーに基づくアセスメント及び公立大学法人の自己点検・評価の実施回数 年1回</td> </tr> </table>	評価指標	(62) 地域連携コーディネーターによるマッチング件数 年3件以上	評価指標	(63) FDのための研修会等の実施回数 年間4回以上、SDのための研修会等の実施回数 年2回以上 (64) 多様な働き方に対応するため、令和10年度までに学外から大学情報ネットワーク環境へ安全に接続できる体制整備を検討する	評価指標	(65) アセスメント・ポリシーに基づくアセスメント及び公立大学法人の自己点検・評価の実施回数 年1回
評価指標	(62) 地域連携コーディネーターによるマッチング件数 年3件以上						
評価指標	(63) FDのための研修会等の実施回数 年間4回以上、SDのための研修会等の実施回数 年2回以上 (64) 多様な働き方に対応するため、令和10年度までに学外から大学情報ネットワーク環境へ安全に接続できる体制整備を検討する						
評価指標	(65) アセスメント・ポリシーに基づくアセスメント及び公立大学法人の自己点検・評価の実施回数 年1回						

中期目標	中期計画（案）		
<p>② 評価結果や運営状況を分かりやすく外部に発信し、大学の説明責任を果たすとともに社会との対話を促進する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) コンプライアンス及びリスクマネジメント</p> <p>① 教職員に対するコンプライアンス教育やハラスメント防止研修等の実施を通して、法令遵守・倫理意識の徹底を図る。</p> <p>② リスクマネジメントの観点から、災害・危機対応マニュアルの整備、情報セキュリティの強化など安全管理体制を整備する。</p> <p>(2) デジタル化の推進</p> <p>① 教育・研究・業務全般におけるデジタル技術の活用を進め、業務の効率化、教育の最適化、情報発信力の向上を図るとともに、デジタル化を全学的に推進する体制を構築する。</p>	<p>② 情報公開を引き続き進めるとともに、多様な広報ツールを活用し、大学特有の文言に解説を入れるなど、大学関係者以外にも分かりやすい大学の特長・魅力の発信を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1507 289 2617 361"> <tr> <td data-bbox="1507 289 1679 361">評価指標</td> <td data-bbox="1679 289 2617 361">(66) アセスメント等評価の結果や事業報告書の大学ホームページへの公表回数 年1回</td> </tr> </table> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>(1) コンプライアンス及びリスクマネジメント</p> <p>① SD等を通して、教職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスメント防止研修を計画的に実施し、大学組織全体の倫理意識と法令遵守の徹底を図る。</p> <p>② 災害・危機対応マニュアルやBCPの整備・更新を進めるとともに、情報セキュリティ体制を強化し、緊急時対応訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) デジタル化の推進</p> <p>① 教育研究や大学運営を支える情報ネットワーク環境の整備を計画的に進めるとともに、十分なセキュリティ対策の実施に向け体制を整備する。</p> <p>第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 （以下略）</p>	評価指標	(66) アセスメント等評価の結果や事業報告書の大学ホームページへの公表回数 年1回
評価指標	(66) アセスメント等評価の結果や事業報告書の大学ホームページへの公表回数 年1回		

## 公立大学法人東北公益文科大学業務方法書の認可について

### 1 業務方法書について

業務方法書は、法人が業務運営の基本方針など具体的な業務の要領を定めるもので、業務開始の際に作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

設立団体が二者となることから、地方独立行政法人法第 123 条第 1 項の規定により、設立団体の長が協議の上、認可する。

### 2 業務方法書（案）

別紙のとおり。

#### ○ 主な内容

- ・ 役員の職務執行が法令に適合することを確保するための体制等の整備に関する事項  
(内部統制に関する基本事項、法人運営に関する基本的事項等)
- ・ 業務の委託  
(業務委託の基準、競争入札その他契約に関する事項等)
- ・ その他業務の執行に関して必要な事項  
(役員の損害賠償責任の一部免除等)

#### 地方独立行政法人法（抜粋）

##### （業務方法書）

第 22 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 4 月 1 日 公立大学法人東北公益文科大学が認可申請  
設立団体の長が認可

以上

## 公立大学法人東北公益文科大学業務方法書（案）

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山形県及び庄内広域行政組合の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第3条—第26条）

第3章 業務委託の基準（第27条）

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第28条）

第5章 その他業務の執行に関して必要な事項（第29条・第30条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人東北公益文科大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規約第4条の規定に基づき、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長から指示された中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山形県及び庄内広域行政組合の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本事項）

第3条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山形県及び庄内広域行政組合の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。

第4条 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。

2 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程を整備することとする。

3 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。

第5条 法人は、役職員の職務の執行にあたり、法、他の法令、山形県及び庄内広域行政組合の条例若しくは規則、法人の定款又は法人の定める規程に違反する事由が発生した場合における、違反した役職員に対する懲戒に関する規程その他の対応の指針をあらかじめ定めるものとする。

2 法人は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかな是正措置をとり、あわせて再発防止を図るものとする。

3 法人は、定期的な人事ローテーションの確保、長期在籍者の把握その他の業務の適正を確保するために必要と考えられる人事管理の方針の整理に努めるものとする。

第6条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第7条 法人は、法人の運営に係る基本理念を定め、これを公表するものとする。

2 法人は、役職員の行動指針を定めるものとする。

第8条 法人は、業務執行に係る決裁及び経費支出の承認に係る手順を明らかにするとともに、役職員は、その過程における確認機能を着実に果たすものとする。

2 法人は、業務の適正かつ効率的な実施にあたり必要とされるマニュアルの整備及び効率的な業務運営を可能とするための情報システムの整備を行うものとする。

(理事の分掌に関する事項)

第9条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

(中期計画の策定に関する事項)

第10条 法人は、中期計画について、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の関与その他の中期計画の策定の過程を整備するものとする。

(中期計画に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関する事項)

第11条 法人は、中期計画の進捗管理及び中期計画に基づき実施する業務の評価（以下「評価活動」という。）を定期的実施することとし、理事会、経営審議会及び教育研究審議会その他の評価活動のために必要な体制について整備を行うとともに、評価活動の結果を踏まえ、法第78条の2第2項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。

2 評価活動については、あらかじめ定める手順に沿った適正な実施を確保するとともに、恣意的とならない評価の実施に努めるものとする。また、評価活動を通じ、法人の業務執行が、必要とされる業務の手順を踏まえたものとなっているかの確認を行うものとする。

3 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。その中において、評価活動の結果を予算の配分に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第12条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程の整備に努めるとともに、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

(1) リスク管理に係る事務を統括する部署の設置

(2) 把握したリスクを低減するための検討

(3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し

(4) 把握したリスクに関する広報の体制及び広報における留意事項の整理

第13条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための計画を策定するものとする。当該計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 計画に基づく訓練等の実施

(2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員

- (3) 緊急事態発生時における初動体制
- (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施

2 法人は、反社会的勢力への対応の在り方についての方針を整備するものとする。

第14条 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。

第15条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。

(入札・契約に関する事項)

第16条 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立を確保するため、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 契約の適正な履行に関する審査を行うための委員会の活用
- (2) 談合情報がある場合の対応方針の整備
- (3) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(研究に係るリスクの管理に関する事項)

第17条 法人は、研究活動について、次の各号に掲げる事項を確保するための規程を整備するものとする。

- (1) 内部牽制機能による研究費の適正経理
- (2) 研究不正の防止
- (3) 知的財産の保護

2 法人は、特に厳格な規律を要すると考えられる研究を実施する際のリスクの明確化に努めるものとする。

(情報の適切な管理に関する事項)

第18条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

2 法人は、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。

第19条 法人は、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するために、文書の適切な保存管理及び文書情報公開に関する規程を整備するものとする。

第20条 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧権限を有する者が、効率的に情報を検索できるよう、体系的な情報の保存及びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第21条 法人は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 監事が有する権限
- (2) 監査の結果に係る理事長への報告
- (3) 監査の結果の業務への適切な反映
- (4) 監査の結果に対する改善状況の監事への報告
- (5) 役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実がある場合の監事への報告義務
- (6) 法人の意思決定に係る文書の閲覧

第22条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、次の各号に掲げる事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。

- (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
- (2) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限
- (3) 監事の重要な会議への出席

- (4) 監事及び内部監査担当部署との連携
- (5) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
- (6) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限
- (7) 監事による法第13条第6項に規定する書類の調査

第23条 法人は、第21条に定める監事及び監事監査に関する規程を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。

第24条 法人は、理事長及び監事的意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。

(内部監査に関する事項)

第25条 法人は、内部監査を担当する職員による内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する改善措置状況を、理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第26条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置及び運営
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報に係る、担当理事及び監事への適切な報告

### 第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第27条 法人は、公立大学法人東北公益文科大学定款第27条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができること認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、業務の一部を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

### 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第28条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができるものとする。

### 第5章 その他業務の執行に関して必要な事項

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第29条 法人は、法第19条の2第1項の損害賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の承認によって、賠償責任額から同項の規定による公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約第16条に規定する額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(その他業務の執行に関して必要な事項)

第30条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この業務方法書は、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限について

### 1 料金の上限の認可について

- 地方独立行政法人が料金を徴収する場合には、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
- ※ 設立団体が複数の場合は、設立団体の長が協議し、認可する。

### 2 専決処分の必要性

- 法人設立の日（令和8年4月1日）に料金を定め、徴収する必要がある。
- その間、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条の規定により専決処分を行い、次の議会で報告し、承認を受ける。

### 3 公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の考え方

- 料金の上限を定める項目は、県内の公立大学と同様とする。（授業料、入学金、入学検定料、寮費）
- 料金の上限額は、原則県内の公立大学と同額とするが、寮費については、現在の料金と同額とする。
- 聴講生の授業料については、科目等履修生及び特別聴講生の授業料（県内の公立大学と同額）と同額とする。

### 4 料金の上限（案）

別紙のとおり

### 5 今後のスケジュール（予定）

4月1日

- ・ 認可申請（法人→県・庄内広域行政組合）
- ・ 県・庄内広域行政組合による認可（専決処分）

6月 県議会6月定例会で専決処分の承認を受ける

8月 組合議会8月定例会で専決処分の承認を受ける

以上

## 公立大学法人東北公益文科大学の料金の上限一覧

### ① 授業料、入学金、入学検定料の上限

区分	授業料	入学金		入学検定料
		県内者	県外者	
学生	年額 535,800 円	282,000 円	564,000 円	17,000 円
大学院研究科 の学生	年額 535,800 円	282,000 円	564,000 円	30,000 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	169,200 円	9,800 円
科目等履修生	1単位につき 14,800 円	28,200 円	56,400 円	9,800 円
特別聴講生	1単位につき 14,800 円	—	—	—
聴講生	1単位につき 14,800 円	—	—	—

※ 「県内者」とは本人又は本人の一親等の尊属が本人の入学の日の1年前から引き続き山形県の区域内に住所を有する者をいい、「県外者」とはその他の者をいう。

### ② 寮費の上限

区分	寮費
1人部屋	月額 25,000 円
2人部屋	月額 12,000 円

## 公立大学法人東北公益文科大学監事の任命について

公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の監事は、地方独立行政法人法第14条第2項及び第123条第1項、定款第12条第3項の規定により、設立団体の長が協議の上、任命することとなる。

令和8年4月1日に設立を予定している法人の監事として、下記の者を任命することについて、あらかじめ協議するもの。

### 1 監事の要件

財務管理、経営管理その他法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもの。

### 2 定数

2人（定款第8条）

### 3 監事（案）

加藤 栄（かとう さかえ） 弁護士（酒田市）

伊藤 正佳（いとう まさよし） 公認会計士（酒田市）

### 4 任期

令和8年4月1日から任命後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものについての財務諸表承認日まで

以上